

周南市市長の給料の支給額の特例に関する条例制定について

周南市市長の給料の支給額の特例に関する条例を次のように定める。

平成31年1月25日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市市長の給料の支給額の特例に関する条例

この条例の施行の日から平成31年5月24日までの間における市長の給料の支給額については、周南市市長等の給与に関する条例（平成15年周南市条例第41号）第4条の規定にかかわらず、同条例で規定する給料月額から当該給料月額に2分の1を乗じて得た額を控除した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、公布の日）から施行する。

（周南市市長及び副市長の給料の支給額の特例に関する条例の廃止）

- 2 周南市市長及び副市長の給料の支給額の特例に関する条例（平成29年周南市条例第22号）は、廃止する。

（有効期間）

- 3 この条例は、平成31年5月24日限り、その効力を失う。